

(様式2)

登録喫痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録簿(不特定)

※ 実施行行為についてには、① 口腔内の喀痰吸引 ② 鼻腔内の喀痰吸引 ③ 気管カニューレ内部の喀痰吸引 ④ 胃ろう、腸ろうによる経管栄養 ⑤ 経胃経管栄養 となります。

(様式2)

登録喫痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録簿(不特定)

※ 実施行行為についてには、① 口腔内の喀痰吸引 ② 鼻腔内の喀痰吸引 ③ 気管カニューレ内部の喀痰吸引 ④ 胃ろう、腸ろうによる経管栄養 ⑤ 経胃経管栄養 となります。